

○財務省告示第二百二十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年三月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

平成二十二年四月二日

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百九十回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入
三	振替法の適用等	
四	発行方法	



六

イ

発

別参加者  
第Ⅱ非  
格競争  
札格行  
入価行  
入価行  
札格競  
入札競  
札格競  
行争額

ロ

ハ

非者特  
格第参  
競Ⅰ加  
札非  
発競  
行争  
入

財政法第四條第一項の規定に基  
づき、第九百八十八億圓を、  
は、七十九萬圓を、財政公  
千七百九十萬圓を、財政公  
要なる財源の確保を図るため  
債の発行及び財政投融資特別  
計からの繰入れの特例に関する  
法律第二條第一項の規定に基  
き、発行した利付国債につ  
は、九億四千六百五十萬圓、  
十、九億四千六百五十萬圓、  
會計に關する法律第四十六條  
一項の規定に基き、發行した  
一、項の規に基き、發行した  
付、国債に關する法律第四十六  
二、千四百七十萬圓を、發行  
万圓を、發行した利付国債に  
基き、發行した利付国債に  
て、は、九億四千七十萬圓を、  
三、千九百九十萬圓を、發行  
特、別會計に關する法律第四  
條第一項の規に基き、發行し  
た利付国債に關する法律第四  
十、七億圓を、發行した利付  
で、は、九億四千七十萬圓を、





十  
九

償還金額  
元利支額

額面金額  
日本銀行  
につき  
百円

十  
八

払入  
札参加

財務大臣  
から  
通知を  
受けた  
者

払込  
期日

平成  
二十  
二年  
三月  
十五  
日